

相続対策セミナー

いざという時に慌てない為に知っておきましょう。

講師

〒899-5421

鹿児島県始良市東餅田1270番地12

あいら行政書士坂元勝事務所

代表 坂元 勝

0995-65-7688 / 090-9651-5260



当事務所のご紹介

平成30年4月に行政書士事務所を開業。現在では、鹿児島県内での相続案件は、月間平均5件～10件前後でご相談をお受けしております。

Google 始良市 行政書士

あいら行政書士坂元勝事務所
あなたはこのビジネスプロフィール
4.9 (93) · 行政書士
東餅田1270-12 · 0995-65-7688 ウェブサイト ルート
営業中 · 営業終了: 19:30
ウェブサイトで記載: 始良市

検索した場所が見つからない場合
地図に載っていない場所を追加

お探しの場所が見つからない場合
ウェブ検索結果を表示

あいら行政書士坂元勝事務所 ×

ウェブサイト 経路案内 保存 電話

4.9 Google のクチコミ (93)
始良市の行政書士

ビジネスプロフィールを管理する

所在地: 〒899-5421 鹿児島県始良市東餅田1270-12
月曜日に訪問済み

営業時間: 営業中 · 営業終了: 19:30
このビジネスによって確認済み (2週間前)

健康、安全: 要予約 · 要マスク · 要検温 · スタッフはマスク着用 · スタッフの検温あり · 次の顧客の案内前にスタッフによる消毒 · 詳細

電話: 0995-65-7688

ビジネス情報を編集

検索結果
あいら行政書士坂元勝事務所 - 鹿児島県始良市の行政書士です。対応...

sakamoto-jimusyo.com
鹿児島県始良市の行政書士です。対応エリア: 鹿児島県鹿児島除く全域 (鹿児島市 · 始良市 · 霧島市 · 薩摩川内市 · 鹿屋市 · 指宿 ...)



今ではGoogle検索で「始良市 行政書士」を入力するとマップでトップ表示されます。

相続発生時の一般的なスケジュール

期限

3
ヶ月

10
ヶ月

相続が発生

各公共料金・保険会社への連絡

戸籍収集

法定相続情報一覧図作成

財産調査

(相続放棄の検討)

遺産分割協議

遺産分割協議書の作成

預金解約・不動産名義変更など

(相続税申告)



公共料金等の引落先変更の連絡

故人様の通帳を3カ月ほど遡って、引落のある公共料金等の引落先変更や停止手続きを行います。

名義変更する場合

→引続き誰かがお住まいになるような場合や、管理していくような場合

停止・解約等の手続きをする場合

→どなたもお住まいにならない、管理されない場合

対象となるものの例

- ・電気、ガス、水道
- ・クレジットカード
- ・健康食品等定期的に頼んでいるもの



各保険会社への連絡

故人様の保険証券を確認して保険会社さんへ連絡をします。

生命保険

対象・・・故人様が被保険者、契約者となっているもの

死亡保障の非課税枠・・・相続人1人当たり500万円までが非課税枠となります。

例) 相続人3名、死亡保障2000万円の場合、500万円だけが相続財産となります。

自動車などの損害保険

損害保険会社へ契約者が変わる旨の連絡をします。

火災保険

どなたかがお住まいになるか、管理されることになる場合は、契約者変更の必要があります。

出来る限り早めに連絡をします。



戸籍類の収集

戸籍を収集する理由

相続人の特定のため=第三者に相続人を示す為

収集する戸籍の種類

一般的には

被相続人・・・出生から死亡まで

相続人・・・現在戸籍+住民票

兄弟相続の場合

被相続人の両親の出生から死亡までの戸籍が追加が必要

相続手続きの一番最初の難関。実は一番大変な部分となります。
特に兄弟相続の場合は、取得が困難となります。

詳しくは、専門家への個別ご相談をお勧めします。



戸籍のサンプル

<サンプル①-1>
平成6年式

(2の1) 全部事項証明

本籍	和歌山県和歌山市有本12番地34
氏名	相統 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成18年5月20日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	<p>【名】太郎</p> <p>【生年月日】昭和21年4月15日 【父】相統和雄 【母】相統トシ子 【続柄】長男</p>
戸籍に記載されている者	<p>【名】花子</p> <p>【生年月日】昭和21年9月6日 【父】佐藤敏男 【母】佐藤タエ子 【続柄】二女</p>
身分事項 出生	<p>【出生日】昭和21年9月6日 【出生地】和歌山県和歌山市 【届出日】昭和21年9月12日 【届出人】父</p>
死亡	<p>【死亡日】令和元年10月8日 【死亡時刻】午後3時52分 【死亡地】和歌山県和歌山市 【届出日】令和元年10月9日 【届出人】親族 相統二郎</p>
戸籍に記載されている者	<p>【名】二郎</p> <p>【生年月日】昭和51年10月16日 【父】相統太郎 【母】相統花子 【続柄】二男</p>
身分事項 出生	<p>【出生日】昭和51年10月16日 【出生地】和歌山県和歌山市 【届出日】昭和51年10月25日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和51年10月30日</p>
発行番号	以下次頁

この欄には、「まがし」等の複製防止装置が施されています。

現在戸籍のサンプル

<サンプル②-1>
昭和23年式

昭和23年式戸籍簿のサンプル。縦書きのフォーマットで、氏名「相統太郎」が確認できる。発行番号「1」も表示されている。

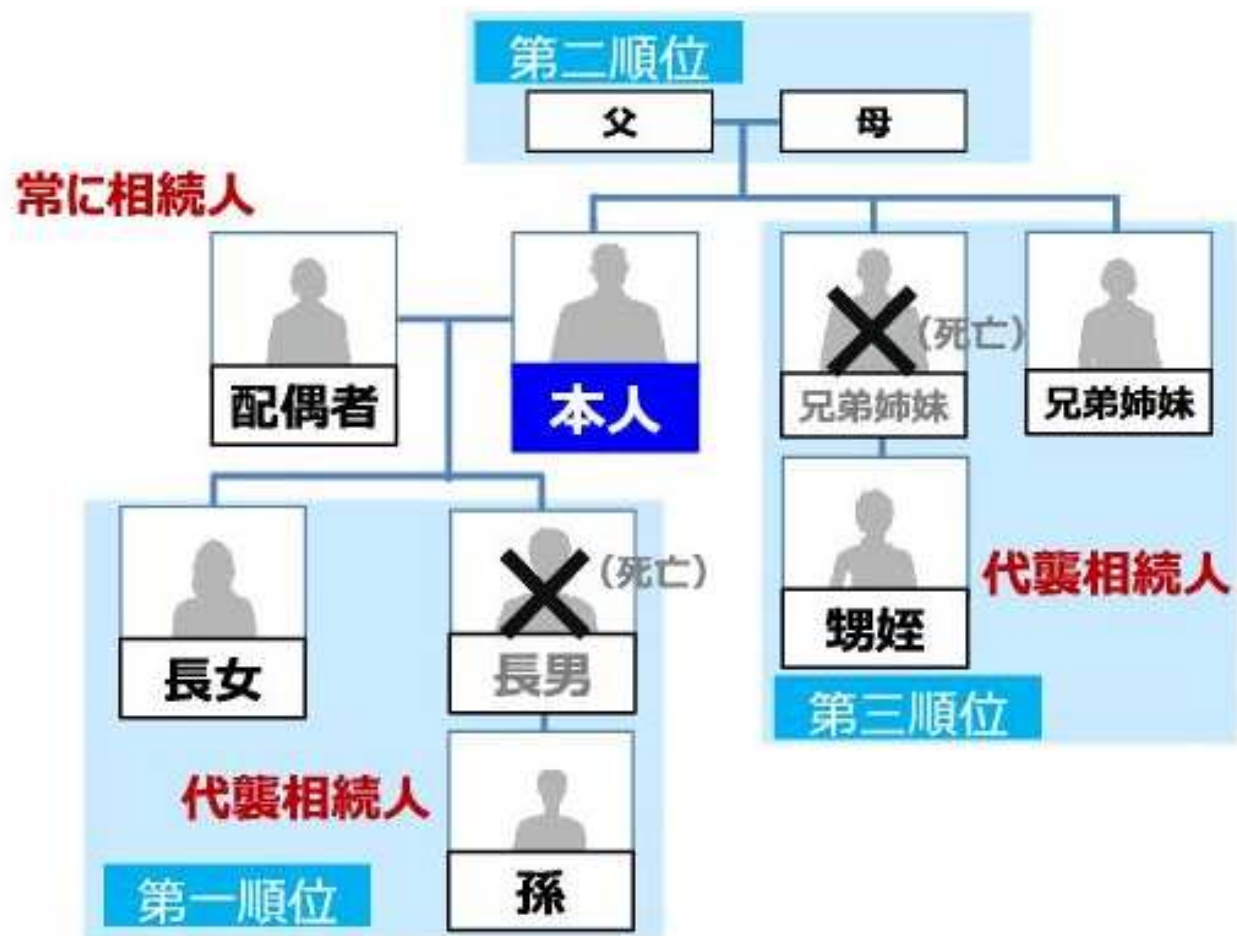
発行番号

<サンプル⑤-1>
大正4年式

大正4年式戸籍簿のサンプル。縦書きのフォーマットで、氏名「七佐藤忠威」が確認できる。発行番号「1」も表示されている。

改正原戸籍のサンプル

法定相続人の範囲



法定相続情報一覧図の作成

作成のメリット

- ・ 相続人の特定出来る戸籍を1通ずつのみで作成可能。
- ・ 郵送費等の実費のみで作成可能。何枚でも無料で請求可能。
- ・ 必要な手続き分の通数を請求すれば、色々な手続きが平行して進めることが出来る為、時間短縮になる。
- ・ データは申出の日から5年間は保管され、後日別の手続きで必要となった時に戸籍を紛失していても再請求が出来る。

申請できる法務局

- (1)被相続人の本籍地（死亡時の本籍を指します。）
- (2)被相続人の最後の住所地
- (3)申出人の住所地
- (4)被相続人名義の不動産の所在地

詳しくは、専門家への個別ご相談をお勧めします。

法定相続情報一覧図の見本

(記載例) 法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
 最後の本籍 ○県○郡○町○番地
 出生 昭和○年○月○日
 死亡 平成28年4月1日
 (被相続人)
 法務太郎

住所 ○県○郡○町○番地
 出生 昭和45年6月7日
 (長男)
 法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目4番6号
 出生 昭和47年9月5日
 (長女)
 相続促子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号
 出生 昭和50年11月27日
 (養子)
 登記進

住所 ○県○市○町三丁目4番6号
 出生 昭和○年○月○日
 (妻)
 法務花子

以下余白

作成日: ○年○月○日
 作成者: ○○○士 ○○ ○○ 印
 (事務所: ○市○町○番地)

✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が2枚以上にわたる場合も想定

これは、令和○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

令和○年○月○日
 ○○法務局○○出張所

登記官 ○ ○ ○ ○ ○ 印

注) 本書面は、提出された戸籍簿本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。

整理番号S00000 1/1 4

財産調査

故人様の財産を調査します。

調査の対象の一例

- ・ 銀行預貯金（一般的には通帳より確認）
- ・ 株式調査（証券など）
- ・ 不動産調査（法務局・市役所など）
- ・ 民間の個人年金保険
- ・ 債務（借金）関係



財産調査の結果、財産よりも債務が大きい場合は、相続人全員で**相続放棄**の手続も検討します。

期限：相続を知った時（一般的には死亡日）から3カ月以内



遺産分割協議

相続人様全員で遺産分割協議をします。

遺産分割協議の例

- ・みんなで集まって行う
- ・代表者が相続人全員の意思確認を行う（電話・Zoomなど）

決める内容・・・（あれば）遺言書を使うか？、誰がどの財産を相続するか？

【ワンポイント】

後日、遺産分割協議書に実印を貰い、印鑑証明書も一緒に付けて貰うこととなります。

ここで、全員に納得していただく事が、争い無く相続を進めていく最大のポイントです。

葬儀費用を捻出している、入所・入院費用を立て替えている等の事情がある場合は、不満が残らないように説明出来る資料を前もって準備することをお勧めいたします。



遺産分割協議書の作成

遺産分割協議書とは、
法定相続情報一覧図・財産調査内容を基に、誰がどの財産を相続するかを第三者（銀行・法務局など）に証明するもの

記載内容例

- ・相続人〇〇は〇〇を相続する

相続人全員の署名・実印による押印、印鑑証明書が必要になります。

作成する理由

第三者（銀行・法務局など）は、申出人が正当に財産を相続することを他の相続人が認めているかどうか判断が付きません。
このような制度が無ければ、例えば銀行は、相続人Aさんに預金払い戻し後、相続人Bさんからの責めを負う可能性があります。

詳しくは、専門家への個別ご相談をお勧めします。

遺産分割協議書の見本

遺産分割協議書

被相続人XX XX(令和〇〇年〇月〇日死亡)の遺産について、相続人である
▲▲▲▲、■ ■ ■ ■、◆ ◆ ◆ ◆は、分割協議をおこない、下記のとおり遺産を
分割することを決定した。

1. 相続人▲▲▲▲は、次の遺産を取得する
(1)
(2)
(3)
(4)
2. 相続人■ ■ ■ ■は、次の遺産を取得する
(1)
(2)
(3)
3. 相続人◆ ◆ ◆ ◆は、次の財産を取得する
(1)
4. 上記の遺産以外に、被相続人の遺産が新たに発見された場合、その遺産
ついて再度分割協議をおこなう。

上記のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証明する
ために本書を3通作成し、全相続人署名、押印のうえ、各自一通ずつ所持する。

令和〇〇年〇月〇日

相続人	東京都〇〇区〇丁目〇番	▲▲▲▲	Ⓢ
相続人	東京都〇〇市〇町〇丁目〇番	■ ■ ■ ■	Ⓢ
相続人	神奈川県〇〇市〇町〇丁目〇番	◆ ◆ ◆ ◆	Ⓢ

預金解約・不動産名義変更など

預金解約に一般的に必要な物

- ・ 銀行所定の用紙
- ・ 遺産分割協議書と各相続人の印鑑証明書
- ・ 法定相続情報一覧図（相続関係の分かる戸籍）
- ・ 委任の場合は委任状

不動産名義変更に一般的に必要な物

- ・ 不動産登記申請書
- ・ 不動産評価証明書又は名寄せ
- ・ 遺産分割協議書と各相続人の印鑑証明書
- ・ 法定相続情報一覧図（相続関係の分かる戸籍）
- ・ 委任の場合は委任状

詳しくは、専門家への個別ご相談をお勧めします。



相続税の申告

相続税の計算

相続財産が、以下の計算式の数字を超えた場合、相続税申告が必要です。

$$3,000\text{万円} + (\text{相続人数} \times 600\text{万円})$$

逆に超えない場合は、申告は不要です。

【注意してください】

- ・土地の固定資産税評価額と相続税の計算に使用する数字は違います。
- ・お亡くなりになる直近3年以内の金銭などの受渡は、110万円以内の暦年贈与とみなされず、相続税の計算に入れる必要があります。
- ・どこまでが財産に入るのかは、一般の方では分かりにくい部分があります。超えるか超えないか微妙な場合は一度専門家にご相談ください。

詳しくは、専門家への個別ご相談をお勧めします。



最後に

一言で相続といっても、事情や状況は人それぞれです。
多数の方をサポートしてきましたが、まずは、スムーズな遺産分割協議をすることを最優先に考えて頂き、手続き面の難しい部分は、相続に詳しい専門家をお願いした方が、時間の短縮と精神的な安定などに繋がるように感じます。

当事務所でも、個別相談は60分初回無料で対応しております。
ご相談ご希望の方は、下記連絡先へご連絡ください。
(今回は相続メインの資料になっておりますが、遺言書作成についても、メリット・デメリット含めてご案内可能です。)
ご相談時に状況に応じてお見積りさせて頂き、合意頂けた場合のみご契約となりますので、ご安心ください。

【連絡先】

電話：0995-65-7688 / 090-9651-5260

メール：sarumoto35@gmail.com

LINE登録

